

転職時、社会保険の空白期間がある場合は？

25日にA社を退職、翌月1日からB社に転職します。社会保険の保険料は月単位で計算すると聞きましたが、具体的にいつの時点で国民年金、厚生年金など種別を判断するのでしょうか？私のように月末日が空白期間にあたるケースでは、国民年金加入の手続きが必要でしょうか？

(S.K 39 京都府)

国民年金加入の手続きが必要です

厚生年金の被保険者期間は、「月」を単位として計算され、原則として資格を取得した月から資格喪失日(退職日の翌日)の属する月の前月までとなります。例外として、資格を取得した同一月にその資格を喪失した場合は、その月は厚生年金の被保険者期間1か月として参入されます。

今回の場合、原則どおりの扱いとなりますので、A社に関わる厚生年金被保険者期間は退職月の前月まで、B社に関わる厚生年金被保険者期間は退職月の翌月からとなります。退職月については、ご指摘の通りその月の月末時点での種別である、国民年金の被保険者期間の扱いとなりますので、速やかに種別変更の手続きをする必要があります。退職月は国民年金保険料を支払うことになるので、厚生年金保険料はかかりません。

国民年金の種別確認の手続きをせず、保険料を納めない場合は未納期間となります。納付期限を過ぎて2年を経過すると保険料を納めることができなくなりますので、ご注意ください。

(片井 晶子・社会保険労務士)

(2009年2月13日 読売新聞)